

東京都公報

発行
東京都

目次

○宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
……………（住宅政策本部民間住宅部不動産業課）…
一 告示（公）

○指定講習機関の届出事項の変更届出……………
一
○運転免許取得者等検査の認定（三件）……………
二
○運転免許取得者等教育の認定……………
二

○昭和四十年東京都水道局告示第九号（水道料金等
の徴収又は還付に関する公示送達を掲示する掲示
場の指定）の一部改正……………
二

○昭和五十七年東京都下水道局告示第四十五号（地
方自治法による徴収金の徴収又は還付に関する公
示送達の掲示場）の一部改正……………
三

告示

●東京都告示第六百七十九号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できな
いので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六

号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。
この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引
業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条
第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該
宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和八年五月二十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 商号 株式会社未来製作所
- 二 代表者氏名 代表取締役 大城 徹治
- 三 主たる事務所の所在地 千代田区神田須田町二丁目二十三番一号
- 四 免許証番号 東京都知事(一)第七〇二五号
- 五 免許年月日 令和三年十一月十二日

告示（公）

●東京都公安委員会告示第182号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規
則第1号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定講
習機関から代表者の氏名の変更届出があったので、同条第
2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

変更届出 があった 指定講習 機関	変更事項	新	旧	変更年月日

株式会社 シグマ	代表者の 氏名	鈴木 健弘	藤田 博一	令和8年3 月16日
-------------	------------	-------	-------	---------------

●東京都公安委員会告示第183号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第
1項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許
取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み
替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定に基づ
き、告示する。

令和8年5月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

- 1 認定年月日 令和8年2月1日
- 2 認定事項

名称、住所及び 代表者の氏名	運転免許取得者 等検査に使用す る施設の名称及 び所在地	運転免許取得者等 検査の方法の区 分及び名称
株式会社新神戸 ドライブイン スクール 豊島区南大塚三 丁目46番3号 吉村 充司	スポーツドライ バースクール東 京立川 あきる野市瀬戸 岡776番地2	運転免許取得者等 検査の認定に関 する規則（令和4年 国家公安委員会規 則第8号）第1条 第1号 認定認知機能検査 同等検査

●東京都公安委員会告示第184号

1 項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年5月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 認定年月日
令和8年4月1日

2 認定事項

名称、住所及び代表者の氏名 株式会社池上自動車教習所 大田区大森南五丁目5番5号 野村 篤	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地 池上自動車教習所 大田区大森南五丁目5番5号	運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第1号 認定認知機能検査同等検査
--	--	---

●東京都公安委員会告示第185号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許取得者等検査の認定をしたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定に基づき、告示する。

き、告示する。

令和8年5月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 認定年月日
令和8年2月1日

2 認定事項

名称、住所及び代表者の氏名 株式会社新神戸ドライザインズ スクール 豊島区南大塚三丁目46番3号 吉村 充司	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地 スウェートドライバースクール東京立川 あきる野市瀬戸岡776番地2	運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条第2号 認定教育高齢者同等運転技能検査
--	---	--

●東京都公安委員会告示第186号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許取得者等教育の認定をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年5月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 認定年月日
令和8年2月1日

2 認定事項

名称、住所及び代表者の氏名 株式会社新神戸ドライザインズ スクール 豊島区南大塚三丁目46番3号 吉村 充司	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地 スウェートドライバースクール東京立川 あきる野市瀬戸岡776番地2	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号 認定教育高齢者同等講習
--	---	---

告 示 (水)

●東京都水道局告示第六号

昭和四十年東京都水道局告示第九号（水道料金等の徴収又は還付に関する公示送達を掲示する掲示場の指定）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十一日から施行する。

令和八年五月二十一日

東京都水道局長 山 口 真

題名中「を掲示する掲示場の指定」を「の方法」に改める。

「次の上欄に掲げる収入金」を「水道料金等」に、「の掲示場は、当該下欄に掲げる場所」を「は、公示事項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の第二項に規定する公示事項をいう。以下同じ。）を地方税

法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を営業所、多摩水道改革推進本部若しくは東京都庁内の掲示場に掲示し、又は公示事項を営業所、多摩水道改革推進本部若しくは東京都庁内に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うもの」に改め、表を削る。

告 示（下水）

●東京都下水道局告示第六号

昭和五十七年東京都下水道局告示第四十五号（地方自治法による徴収金の徴収又は還付に関する公示送達の掲示場）の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十一日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

前文中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第四項の規定に基づく」を削り、「ほか、」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第四項の規定により地方税の公示送達の例により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び公示送達をする者がその書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付する旨（以下「公示事項」という。）が記載された書面を」を加え、「又は還付の」を「若しくは還付の」に、「又は事業機関」を「若しくは事業機関」に、

「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を当該部若しくは事業機関に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする」に改める。

表一の項中「第一条第一項」を「第一条」に、「東京都庁」を「都庁内」に改め、「東京都新宿区西新宿二丁目八番一号」を削る。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

